

滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべての子どものうち第3子以降の子どもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配慮をお願いしたい。また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～③のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

- ①市民税所得割課税額57,700円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)
- ②市民税所得割課税額57,700円以上の世帯において、小学校就学前の子どもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)
- ③市民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(県制度)

【課題】

同じ世帯構成で、同じ保育施設を利用していたとしても、世帯内の市民税課税状況により、保育料が発生することから、応益負担の点において、利用者負担の不均衡が発生しており、市が独自に支援する方向で検討しているが、国・県制度を拡充するよう特段の配慮をお願いしたい。

事業実施による効果

・第3子以降のすべての子どもの保育料が無償となることで、各家庭が子どもを安心して生み育てる環境が形成される。

要望先：滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局

補助金交付要綱の早期発出について 【国への要望、県への要望】

要望内容

各種国県補助金交付要綱について、発出時期が遅く、事務や事業実施に支障をきたしており、早期発出について、積極的な取組をお願いするとともに、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

各種国県補助金交付要綱について、発出時期が遅いため、当該補助金の交付申請等に係るタイトなスケジュールでの事務に支障をきたしている。また、本市がこれらを財源として実施している民間保育施設への補助制度において、補助要件や金額・補助率等が確定されていない中では制度の詳細を説明することができないうえ、このことによって各保育施設が事業の実施・人材の雇用等を進めることが困難な状況であり、事務や事業実施に支障をきたしている。

発出が遅れている主な補助金

【国補助金】	交付要綱発出時期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども・子育て支援交付金	平成31年 4月1日	令和2年 5月20日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
保育対策総合支援事業費補助金	令和元年 10月31日	令和3年 1月22日	令和3年 12月1日	<u>コロナ対策事業</u> 令和4年 7月14日 <u>保育士確保事業</u> 令和5年 1月18日
【県補助金】				
滋賀県地域子育て支援事業費補助金	令和元年 7月22日	令和2年 9月14日	令和3年 9月3日	令和4年 6月2日
滋賀県保育対策総合支援事業費補助金	令和元年 11月15日	令和3年 2月3日	令和3年 12月24日	<u>体制強化・雇 上強化事業</u> 令和5年 2月20日
滋賀県保育所等支援事業費補助金	令和元年 7月16日	令和2年 7月30日	令和3年 7月30日	令和4年 4月1日

事業実施による効果

計画どおり事業が実施され、円滑な事務の遂行および事業者等に対する負担の軽減を図ることができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導・研修係 TEL：077-561-6878
幼児施設課 総務・施設係 TEL：077-561-6968

重点要望(継続)

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



11 住み続けられる
まちづくりを



要望先：滋賀県総合企画部 新駅問題対策・特定プロジェクト推進室
滋賀県土木交通部 都市計画課、道路整備課、交通戦略課

草津PAと連携したびわこ文化公園都市周辺のエリアの活性化に向けた取組について【県への要望】

要望内容

草津PAは、近畿圏、中京圏、北陸圏から流入する多くの高速道路利用者に利用されており、また、高速道路と一般道路（都市計画道路山手幹線）が並走する地域に立地していることから、高速道路と一般道路に交通結節点機能を付加することにより、びわこ文化公園都市へのアクセシビリティの向上や地域振興等を実現するポテンシャルを有している。

このことから、草津市では、これらのポテンシャルを最大限に発揮し、滋賀県南部エリアの活性化に寄与すべく、現在、国や県等の関係機関の支援をいただきながら、草津PAとの交通結節拠点の創出を柱とする「草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想」の策定を進めている。

本市が進める基本構想の策定ならびに実現に向け、県において昨年度改定された「びわこ文化公園都市将来ビジョン」や「道路整備アクションプログラム2023」における当該エリアや隣接する都市計画道路の位置付けを基に、引き続き、共同で推進していただくよう特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・令和7年度に都市計画道路山手幹線や新名神高速道路が全線開通し、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されているなかで、びわこ文化公園都市の利便性の向上や、昨年度改定されたびわこ文化公園都市将来ビジョンの新たな視点である移動の自由のために、スムーズで便利な交通アクセス環境の整備を推進していく必要がある。
- ・びわこ文化公園都市は、滋賀県地域防災計画において広域輸送拠点として位置付けられており、隣接する草津PAも「防災拠点自動車駐車場」に指定されていることから、災害発生時において、びわこ文化公園都市に集積する医療・福祉等の機能が有効活用されるよう、防災機能を付加した拠点整備を推進していくことが重要である。
- ・都市計画道路平野南笠線（平野～笠山）が県道路整備アクションプログラム2023に位置付けている。
- ・草津PAを經由して高速道路と一般道路の連携および高速バス、路線バス、JR等の交通モード間の連携により、草津PAに交通結節点機能を付加し、新しい交通ネットワークを構築することが考えられ、令和4年度には、国において「交通拠点における機能強化の必要性等の調査」が実施されている。
- ・事業実現のためには、国の支援を踏まえつつ県道管理者である滋賀県と協調して取組を推進していくことが不可欠である。

事業実施による効果

- ・交通結節拠点の創出によりアクセシビリティが向上し、びわこ文化公園都市周辺の住民、大学、企業、びわこ文化公園都市の利用者の増加により、エリアの魅力向上や地域振興が期待できる。
- ・草津PA周辺に集積している医療・福祉等施設と高速道路・一般道路のネットワークが連携することにより、広く県内外に防災機能を提供できる環境が確保され、全国各地での災害発生に対応できる広域拠点としての役割を担うことが可能となる。
- ・高速道路と一般道路が連携できる交通ネットワークの構築を推進することで、市内の交通渋滞の緩和、公共交通の定時性や速達性が向上するとともに、将来の人口減少・高齢化社会においても持続可能なまちづくりに寄与することができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係
TEL：077-561-6802



要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

JR南草津駅周辺エリアの交通対策について 【県への要望】

要望内容

JR南草津駅周辺エリアについては、交通渋滞の発生により、路線バス等の運行に支障が生じており、公共交通の定時制が損なわれている状況である。

今年度は、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関と連携し、中長期対策として駅周辺エリアの交通状況の把握・見える化を行うとともに、東西ロータリーの改良に向けた基本計画を「まちづくり」や「にぎわい」の観点も踏まえ、公共交通中心の新しい駅前づくりに向けて検討する。

財源づくりとともに進める交通ビジョンづくりを目指す滋賀県において、引き続き、南草津駅周辺エリアの交通渋滞の解消、ならびに公共交通の定時性等が確保されるスムーズな運行を目指し、公共交通の利便性の向上を図るために、広域的な交通対策について共に取り組んでいただくとともに、滋賀県道路アクションプログラム2023に示されている拠点連携型都市構造の実現に向けて、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備・機能拡充等により、地域公共交通ネットワークの中心となるバス交通の利用を促進し、乗り継ぎ環境や走行環境を改善する対策の推進について特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ J R 南草津駅前東口ロータリー内の混雑は、ロータリー付近の信号機の運用変更により一定の改善を図ることができた。
- ・ 周辺道路においては交通渋滞が発生しており、路線バス等の定時性が損なわれており、特に夕方は立命館大学びわこくさつ・キャンパスから J R 南草津駅まで所要時間で最大 60 分程度かかる場合もある。
- ・ 駅周辺における渋滞緩和や定時性確保については、依然として課題があることから、引き続き、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関が連携し、南草津駅周辺交通対策検討会においても、中長期の交通対策について検討する必要がある。
- ・ 滋賀県において、「拠点連携型都市構造」の実現に向け、道路アクションプログラム 2023 で取り組む道路整備に加えて、公共交通へのシフトを図る取り組みについて今後推進することが示されている。
- ・ 今後の対策実施の際にも南草津駅周辺を含む広域的な交通対策や駅前広場の整備・機能拡充等について、県の支援が不可欠である。

事業実施による効果

- ・ 滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・ バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・ 自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343



要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

地域公共交通の維持・強化に対する補助について 【国への要望、県への要望】

要望内容

バス交通については、現在、利用者の減少等により現状の水準を維持することが困難な状況の中にあつて、新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワーク等の新たな生活様式の定着により、バスの利用者がより一層減少するなど、大変厳しい経営状況となっている。

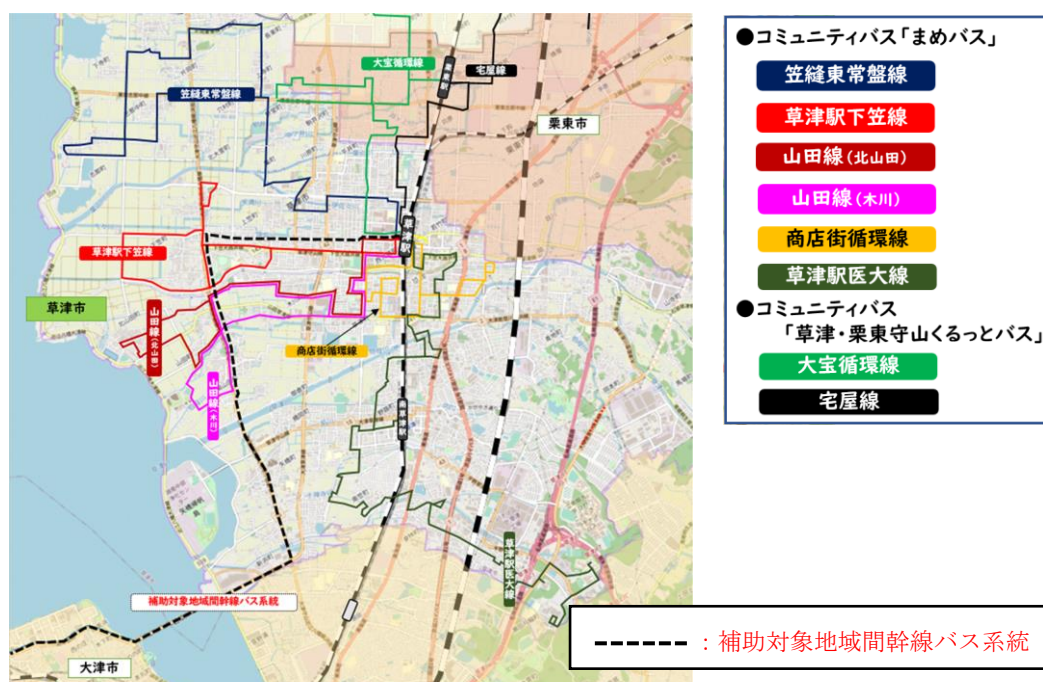
今後は、更なる高齢化の進展等が見込まれる中、バス交通のサービス水準の向上や多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性が高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するためにも、バス交通不便地における移動手段としての役割を担っているコミュニティバスは必要不可欠となる。

ついでには、本市のコミュニティバス事業で活用している「地域公共交通確保維持改善事業」(地域内フィーダー系統補助)の上限額の撤廃についても、国へ働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

財源づくりとともに進める交通ビジョンづくりを目指す県におかれては、交通税の導入目的でもある地域の公共交通支援の考えに即し、「地域内フィーダー系統補助」との協調補助を実施していただきたく、現行の県補助金交付要綱の見直しを含めた、滋賀県独自の新たな補助金制度の創設について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図

草津市内のバス路線 (フィーダー系統)



現状と課題

- ・草津市のバス交通は、高齢化の進展等による交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性の高まりにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。
- ・平成30年10月に策定した草津市地域公共交通網形成計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、草津市が運行支援をしているコミュニティバスの存続は不可欠であり、現在の補助対象地域間幹線バス系統の地域内フィーダー系統について、国による「地域公共交通確保維持改善事業」の補助上限額を見直していただくとともに、運行するコミュニティバスを維持していくためには、地域内フィーダー系統補助への県の協調支援が必要不可欠である。

事業実施による効果

- ・滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつく。
- ・安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

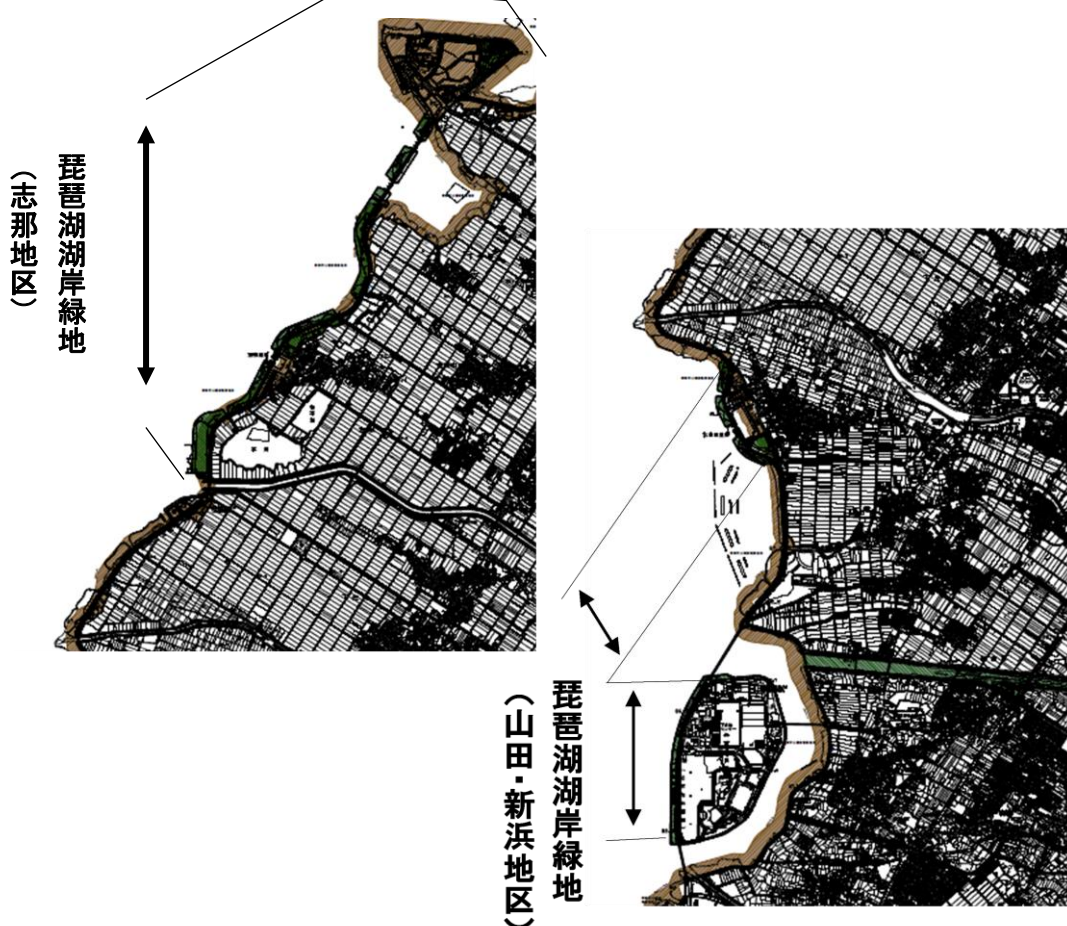
要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課

Park-PFI制度を活用した琵琶湖湖岸緑地の 利活用について【県への要望】

要望内容

滋賀県では、保全を前提とした上で、琵琶湖辺の魅力ある資源を損ねることなく、資源を活かしたイベントの実施、オープンカフェの設置等のにぎわいの創出に資する利活用を促進することにより、持続可能な地域振興・観光振興に繋げるため、令和元年度に「みどりとみずべの将来ビジョン」の策定・公表をされており、このビジョンの趣旨に則り、本市においても地域とともに、湖辺のにぎわいの創出や琵琶湖の魅力の更なる活用に向けて、積極的な取組を進めていることから、琵琶湖湖岸緑地（志那地区、山田・新浜地区）を対象に、地元の意向を踏まえてPark-PFI制度等の民間活力を導入した利活用に向けて、民間事業者の投資が促されるために必要なインフラ整備など、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・琵琶湖湖岸緑地（志那地区、山田・新浜地区）は、琵琶湖の豊かな自然や美しい景観に接することができ、本市のにぎわい創出や地域振興に寄与する重要な資源であるが、市街化調整区域、風致地区、都市緑地に指定されており関係法令による土地利用の制限を受けていること、および滋賀県が管理する緑地であることから、柔軟かつ有効に活用することが困難となっている。
- ・本市では、草津市版地域再生計画を独自に策定し、人口減少や高齢化がすでに進行している湖辺部周辺において、地域資源を活かした振興策等の検討を地域とともに進めている。
- ・この計画に基づき持続可能なまちづくりを実現するためには、滋賀県において策定・公表されている「みどりとみずべの将来ビジョン」を活用し、サウンディング調査を通じた事業者への働きかけや推進ワーキンググループにおける検討など、湖岸緑地の効果的かつ積極的な利活用に取り組んでいただくことが重要である。
- ・老上西学区においては、矢橋帰帆島周辺（湖岸緑地含む）の利活用について大学の知見を活用しながら、県担当部局にも参画いただいたワークショップにより取りまとめた「みんながつながるウォータータウン」の実現に向けて取組を進めており、県担当部局における積極的な支援・指導をいただく必要がある。

事業実施による効果

- ・P a r k－P F I制度の活用により、琵琶湖湖岸緑地に民間活力を活かした優良な投資を誘導し、管理者の財政負担を軽減しつつ、緑地の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることができる。
- ・P a r k－P F I制度で適用される、公園施設の設置管理許可期間や建蔽率等に関する特例措置によって民間事業者の参入が促され、柔軟な発想やノウハウに基づく土地利用が進められることにより、琵琶湖という資源を活かした新たなにぎわい創出と県内外からの集客増加が期待でき地域振興の推進はもとより、琵琶湖の魅力を高め、湖岸緑地の有効活用が期待できる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係
T E L：0 7 7－5 6 1－6 8 0 2

重点要望(新規)



要望先：滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課、下水道課

矢橋帰帆島公園の活性化について【県への要望】

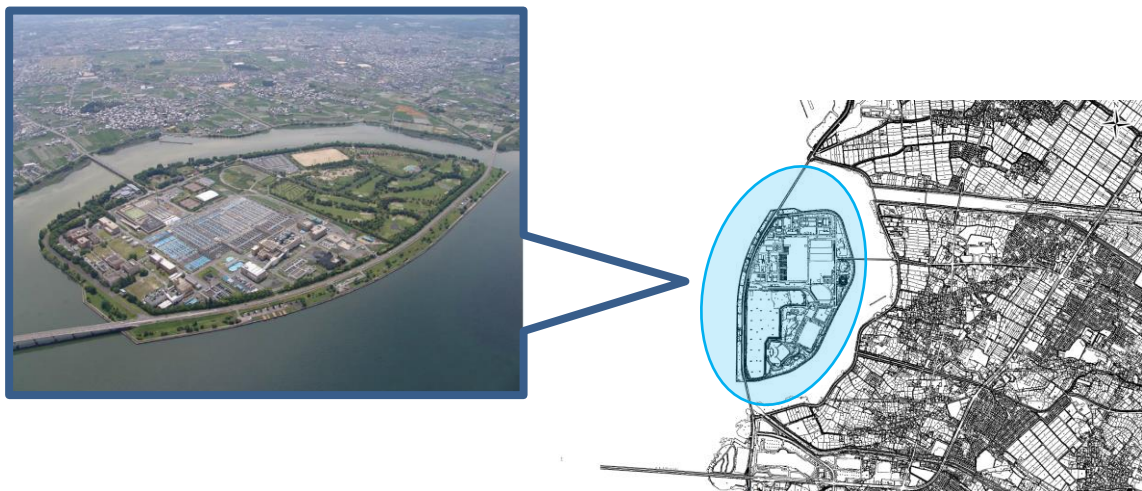
要望内容

滋賀県では、令和5年度に重点的に取り組む施策として五つの柱を掲げられており、その柱の一つである“こころとからだの健康づくり”において魅力ある公園づくりに取り組むとされ、矢橋帰帆島公園の活性化については、利用者や住民のニーズを踏まえ、ハード整備とソフト対策による利活用方を検討するとされている。

矢橋帰帆島公園については、地元老上西小学校区においては重要な地域資源として捉え、大学の知見を活用しながら県担当部局にも参画いただいたワークショップを通じて、当該公園を含む矢橋帰帆島周辺の利活用案をまとめた「みんながつながるウォータータウン」を公表されたところである。

本市においても地域とともにその実現に向けて積極的な取り組みを進めていることから、利活用方の検討にあたっては、地域の意向も踏まえて検討いただくとともに、淡海環境プラザの在り方についても地域と連携が図られるよう、矢橋帰帆島公園との一体的な利活用方策と併せて検討いただきたく、特段の配意をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 矢橋帰帆島公園は、大型遊具や多目的グラウンド等が設置されており、市内外から年間10万人を超える利用者があるが、公園設置（昭和60年）から相当年数が経過し、園内施設の老朽化も進んできている。また、施設によっては利用率が低いこともあり、広大な敷地の有効活用に課題がある。
- ・ 本市では、草津市版地域再生計画を独自に策定し、人口減少や高齢化がすでに進行している湖辺部周辺において、地域資源を活かした振興策等の検討を地域とともに進めている。
- ・ 老上西小学校区においては、大学の知見を活用しながら、県担当部局にも参画いただいたワークショップにより取りまとめた「みんながつながるウォータータウン」の実現に向けて取組を進めている。
- ・ 公園の利活用方策の検討にあたっては、地域の意向も踏まえて地域とともに取り組んでいただくことが重要である。
- ・ 淡海環境プラザは水環境保全に関連した施設であるが、利用率の低さや地域との連携が図られていない中で、今後の在り方や利活用について検討が行われている。

事業実施による効果

- ・ 利用者や住民ニーズにあった利活用が図ることができる。
- ・ 指定管理者制度やPark-PFI制度に準じた整備手法などを視野に入れ、民間活力を活かした優良な投資を誘導し、管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や利用者の利便の向上を図ることで、新たなにぎわい創出や地域振興の推進が期待できる。
- ・ 本市の郊外地域の地域振興につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりが推進できる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係
TEL：077-561-6802